

流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うエネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、その費用負担を軽減するために省エネ性能の高い省エネ家電製品を買い替えた市民（市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、省エネ家電製品への買替えを促進し、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化の防止に寄与するとともに、電気料金の負担軽減による生活者支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「省エネ家電製品」とは、冷蔵庫又はエアコンであって、これらに係る日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）が100%以上であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、自らが居住する市内の住宅において使用していた冷蔵庫又はエアコン（これらの製造年が平成24年以前であるものに限る。）を、当該住宅において自らの生活の用に供するため、市内の店舗において新品（未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないものをいう。）の省エネ家電製品に買い替えた市民とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該市民が市税を滞納している者であるとき。
- (2) 当該市民の属する世帯の構成員がこの補助金の交付決定を受けているとき。
- (3) 前号に規定する世帯の構成員が、流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(補助対象経費及び補助金額等)

第4条 補助対象経費は、前条本文の規定に該当する買替えに要した省エネ家電製品の購入費用（省エネ家電製品の本体価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）に限る。以下「省エネ家電製品の購入費用」という。）とする。

2 補助金の交付を受けることができる省エネ家電製品の台数の上限は、省エネ家電製品である次の各号に掲げる家電の種類に応じ、当該各号に定める台数とする。

(1) 冷蔵庫 1 台

(2) エアコン 3 台

3 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に 10 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、省エネ家電製品 1 台につき 45,000 円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 5 年 3 月 31 日までに、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書兼請求書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し（住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）

(2) 市税に滞納がないことを確認できる書類（市税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）

(3) 省エネ家電製品の購入費用がわかる領収書等（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）の写し

(4) 省エネ家電製品の保証書（省エネ家電製品の製造メーカーが発行したものに限り。）の写し

(5) 取付工事注文書、配送注文書その他の自らが居住する市内の住宅に買い替えた省エネ家電製品を設置したことが確認できる書類の写し

(6) 買替前の冷蔵庫又はエアコンを処分した際の特定期間用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し

(7) 買替前の冷蔵庫又はエアコンに貼られているメーカー、型番及び製造年等が記載されているステッカーの写真

(8) 買替前の冷蔵庫又はエアコン及び買替後の省エネ家電製品の設置状況が確認できる写真

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1 世帯につき 1 回に限り行うことができ

る。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付決定(申請却下)通知書(別記第 2 号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第 7 条 市長は前条の規定により補助金の交付をする決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(処分の制限)

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、当該交付の対象となった省エネ家電製品を、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。ただし、当該交付の決定の日から 2 年を経過する日までの期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認申請書(別記第 3 号様式)により市長にその旨を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分の承認の可否を決定し、流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認(申請却下)通知書(別記第 4 号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、市長の承認を得て第 1 項の省エネ家電製品を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 前条の規定は、第 1 項の規定に違反して省エネ家電製品を処分した者について準用する。

(交付決定を受けた者の協力)

第 10 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、省エネ家電製品に買い替えた効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に買い替えた省エネ家電製品の購入費用について適用する。

(失効)

2 この規則は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定によるこの規則の施行の際現にこの規則に基づいて交付決定を受けている補助金に係る当該交付決定の取消し及び返還、交付対象となった省エネ家電製品の処分制限並びに協力の求めについては、この規則の失効にかかわらず、第 8 条から第 10 条までの規定は、なおその効力を有する。